

香港、会社本拠地移転制度を導入

2025 年 7 月

はじめに

国際的な金融・ビジネスハブとしての香港の地位を強化することを目的として、香港は 2025 年 5 月 23 日に施行された会社法（改正）（第 2 号）条例（「改正条例」）に基づき、対内的な会社の本拠地移転制度を導入した。この新制度は、主に会社法（Cap. 622）（以下「CO」）の第 17A 部に含まれており、現在、会社登記所を通じて申請を受け付けている。この制度は、適格な非香港法人が香港に住所を移転するための合理的で費用対効果の高い経路を確立するものである。この制度により、企業の法的アイデンティティと事業の継続性が維持される一方で、複雑な裁判手続きや清算手続きが不要となる。

この制度は、海外企業にとって特に好都合な時期に到来した。というのも、オフショア管轄区域に会社を設立する従来のインセンティブは、経済的実体の規則がますます厳しくなっているため、徐々に低下しているからである。このような背景から、この制度は、主要な事業活動や戦略的焦点と本拠地を一致させようとする、アジア太平洋地域で大規模な事業を展開する企業にとって特に魅力的である。さらに、香港で事業展開または上場している非香港法人は、設立地と香港の二重規制に伴う規制遵守コストと負担を軽減することができる。

適格要件

香港への本拠地移転を希望する香港非法人企業は、いくつかの適格要件を満たす必要がある。

- **会社の種類**：(a) 株式非公開会社、(b) 株式公開会社、(c) 株式非公開会社、(d) 株式公開会社であること
- **原籍地**：申請者が現在法人設立または居住している法域（「原籍地」）は、他の法域への対外的な本拠地移転を認める制度を有していなければならない。また、申請者はこの点において原籍地の法律の要件を遵守していなければならない。また、申請者の憲法文書がそのような本拠地移転を禁止していないことも必要。現在、ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島のような特定のオフショア管轄区域が、対外的な本拠地移転制度を設けている
- **構成員の同意**：申請者は、原籍地の法律及びその定款に従い、構成員の同意を得なければなりません。上記のいずれにも構成員の同意が必要とされない場合、申請者は、少なくとも 75%（すなわち、資格のある構成員数の少なくとも 75%、または資格のある全構成員の議決権総数の少なくとも 75% を代表する会員が、総会または書面で出席した場合）の多数決による構成員決議を得なければならない
- **債権者保護**：既存の債権者を詐取する意図がなく、誠実に申請されなければならない
- **タイミング**：申請日の前に設立後最初の会計年度を経過していること
- **支払能力**：申請日から 12 ヶ月以内に支払期日が到来する債務を支払うことができること。申請者が清算中でなく、申請者に対する清算手続きが進行中または係属中でないこと
- **完全性**：会社登記局（以下「CR」という）は、申請者が違法な目的または公共の利益に反する目的に使用される可能性があるかと判断した場

合、申請を拒否することができる。申請者は、本拠地移転に関する C0 の全要件を遵守しなければならない。

申請プロセス

香港法人設立の申請プロセスと同様に、申請者は CR に本拠地移転と事業登録の両方の要件を含む申請書を一通提出することにより、「ワンストップ・アプローチ」を利用することができる。CR は通常、すべての必要書類と情報を受け取ってから 2 週間以内に本拠地移転申請を処理し、承認する。申請書が承認されると、CR は申請者に本拠地移転証明書と事業登録証明書を同時に発行します（「本拠地移転日」）。

香港への本拠地移転に成功した後、本拠地移転会社は、可能な限り速やかに原籍地での登記を抹消するためにあらゆる合理的な手段を講じなければならない。本拠地移転会社は、本拠地移転日から 120 日以内に、CR が満足する登録抹消の証拠を提出しなければならない。所定の期間内に登録抹消を行わなかった場合、本拠地移転登録が取り消される可能性がある。

法的小よび規制上の影響

本拠地移転日より、申請者は、航空会社などの例外を除き、香港の法律上、香港で設立された会社とみなされる。基本的に、会社の本拠地移転は新たな法人を設立するものではなく、会社のアイデンティティ、継続性、契約、財産、権利、義務、負債、または会社によってもしくは会社に対して開始もしくは継続される法的手続きに影響を与えるものではない。本拠地移転された会社は、C0 の下で設立され登録された会社と同様に、C0 の下で同じ権利を有し、すべての関連要件に従う。

銀行・保険業を営む申請者は、CR に本拠地移転申請書を提出する前に、香港の関連規制当局による事前審査が必要となる。

特に下記に該当する会社は注意が必要。

- 香港以外の認可機関、認可機関の持株会社、認可されたマネー・ブローカーは、香港金融管理局の事前承認を得る必要がある
- 香港で法人設立されていない保険会社は、保険監督局（Insurance Authority）から非承認の書簡（Letter of No-Objection）を取得する必要がある。

税務上の影響

一般に、香港で営まれる貿易、職業、事業から生じる、またはそこから派生する利益に対しては、会社の法人格や住所地に関係なく、香港の営利税が課される。従って、香港で貿易、専門職、または事業を営んでおり、本拠地移転前に当該貿易、専門職、または事業から生じた、または当該貿易、専門職、または事業から派生した課税対象利益を有する香港法人でない会社は、引き続き当該利益税の納税義務を負うことになる。逆に、本拠地移転前に香港で貿易、職業、または事業を行っていない場合、本拠地移転前の期間に関して利益税は課されない。

加えて、改正条例は内国歳入条例を改正し、特に一定の経過措置と二重課税の排除を規定している。特に、(i) 本拠地移転された会社が、本拠地移転化により元の本拠地で未実現の所得または利益に関して、香港の営利税と実質的に同じ性質の外国税を既に支払っており、(ii) 本拠地移転化後に本拠地移転された会社が得た実際の所得または利益が香港で課税される場合、二重課税を防ぐために、本拠地移転された会社は一方的な税額控除を受けることができる。特定の会計年度の税額控除額は、(a) 既に支払った外国税額、または (b) その所得に対して支払うべき香港の利益税額のいずれか低い方を上限とし、税額控除の上限を超える外国税額を支払った場合は、本拠地移転された会社の評価可能利益を計算する際に控除することができる。

会社の本拠地移転手続きに香港印紙税はかからない。ただし、本拠地移転後、本拠地移転対象会社の株式を譲渡する場合には、香港印紙税が課される。

結論

会社の本拠地移転手続きには、その複雑さと時間的制約から、慎重な計画と専門家の指導が必要である。シームレスな移行を確実にするため、香港への本拠地移転を検討している非香港法人は、可能性を評価し、本拠地移転が持つ意味を理解するために、できるだけ早い機会に法律および税務のアドバイスを受けることをお勧めする。

Bird & Bird チームから

弊所のコーポレート・チームは、クロスボーダー企業再編において豊富な経験を有しており、会社の本拠地移転プロセスを通じてクライアントにスムーズなガイダンスを提供することが可能です。

弊所の包括的なサービスには、フィージビリティ評価の実施、本拠地移転申請書および書類の作成、日本国外の弁護士および規制当局との調整、本拠地移転成功後の継続的な会社秘書業務のサポートが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

上記に関するご質問や詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

注意：この文書に記載されている法律または専門的な技術的事項に関する情報は、ガイダンスとしてのみ提供されるものであり、法律または専門的なアドバイスを構成するものではありません。特定の法律上の問題や事項については、必ず適切な資格を有する弁護士にご相談ください。Bird & Bird は、本文書に含まれるそのような情報について一切の責任を負わず、そのような情報に関して一切の責任を否認します。





David Cheng

パートナー

+85222486061
david.cheng@twobirds.com



Kenneth Chiu

アソシエイト

+85222486129
kenneth.chiu@twobirds.com



音琴涼子

日本グループ
ビジネスディベロッ
プメント部部長

+85222486126
Ryoko.nekoto@twobirds.com

twobirds.com

Abu Dhabi • Amsterdam • Beijing • Bratislava • Brussels • Budapest • Casablanca • Copenhagen • Dubai
• Dublin • Dusseldorf • Frankfurt • The Hague • Hamburg • Helsinki • Hong Kong • London • Lyon
• Madrid • Milan • Munich • Paris • Prague • Riyadh • Rome • San Francisco • Shanghai • Shenzhen
• Singapore • Stockholm • Sydney • Tokyo • Warsaw

The information given in this document concerning technical legal or professional subject matter is for guidance only and does not constitute legal or professional advice. Always consult a suitably qualified lawyer on any specific legal problem or matter. Bird & Bird assumes no responsibility for such information contained in this document and disclaims all liability in respect of such information.

This document is confidential. Bird & Bird is, unless otherwise stated, the owner of copyright of this document and its contents. No part of this document may be published, distributed, extracted, re-utilised, or reproduced in any material form.

Bird & Bird is an international legal practice comprising Bird & Bird LLP and its affiliated and associated businesses.

Bird & Bird LLP is a limited liability partnership, registered in England and Wales with registered number OC340318 and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority (SRA) with SRA ID497264. Its registered office and principal place of business is at 12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP. A list of members of Bird & Bird LLP and of any non-members who are designated as partners, and of their respective professional qualifications, is open to inspection at that address.